

第1回田原市市民協働まちづくり会議 次第

平成20年5月27日（火）午後1時30分～午後3時30分頃 田原市役所302会議室

1. 市長あいさつ

〔配 布〕 委員委嘱状

2. 確認事項・委員自己紹介

- ・ 資料確認、進行了解
- ・ 委員自己紹介

〔資料 1〕 田原市市民協働まちづくり会議委員名簿

3. 議 事

(1) 会長・副会長の選任について

- ① 会議運営規定説明
- ② 会長の選出 _____
- ③ 副会長の選任 _____

〔資料 2〕 田原市市民協働まちづくり条例の概要

(2) 協働会議の役割について

- ① 条例・規則概要の説明
- ② 協働会議の役割（案）の説明
- ③ 質疑・提案・意見交換

〔資料 2－1〕 田原市市民協働まちづくり条例パンフレット
〔資料 2－2〕 〈仮称〉田原市まちづくり推進条例検討会議報告書
〔資料 2－3〕 田原市市民協働まちづくり条例逐条解説
〔資料 3〕 田原市市民協働まちづくり会議の役割（案）

(3) 協働促進方針の策定について

- ① 協働促進方針の骨子（案）の説明
- ② 質疑・提案・意見交換

〔資料 4〕 田原市市民協働促進方針の骨子（案）
〔資料 4－1〕 田原市市民協働まちづくり条例に基づく展開

(4) その他の協議事項

- ① その他の提案・意見交換

4. その他

- ① 第2回開催日時
- ② その他

田原市市民協働まちづくり会議 委員名簿

平成20年5月

番号	委員氏名	役職等	備考
1	おの かずよし 小野 和良	— (公募) —	1号委員 (公募市民)
2	ふくい てつみ 福井 哲己	— (公募) —	1号委員 (公募市民)
3	わたらい としお 渡会 登汐	— (公募) —	1号委員 (公募市民)
4	いとう のぶひろ 伊藤 伸浩	しみんのひろば運営委員長	2号委員 (市民活動団体)
5	おかもと りくお 岡本 陸男	田原市校区総代会長	2号委員 (市民活動団体)
6	かわい かつゆき 河合 克之	田原青年会議所理事長	2号委員 (市民活動団体)
7	かわさき まさお 川崎 政夫	福江地区まちづくり会議会長	2号委員 (市民活動団体)
8	すずき ちかこ 鈴木 千賀子	田原市ボランティア連絡協議会理事	2号委員 (市民活動団体)
9	ほんだ ちえこ 本多 智映子	田原市文化協会副会長	2号委員 (市民活動団体)
10	もりした しずこ 森下 静子	あつみ NPO ネットワーク会長	2号委員 (市民活動団体)
11	わたなべ きよみ 渡辺 紀代美	田原市体育協会書記	2号委員 (市民活動団体)
12	ひらの しゅういち 平野 修一	田原市商工会副会長	3号委員 (事業者の団体)
13	かわい ひろと 河合 照人	田原市議会副議長	4号委員 (市の機関)
14	やぎ さとる 八木 学	田原市総務部長	4号委員 (市の機関)
15	すずき まこと 鈴木 誠	岐阜経済大学教授	5号委員 (学識経験者)

※委員種別ごとに五十音順（敬称略）

事務局	役職	氏名	備考
総務課	課長	藤井 正剛	
	市民協働係長	鈴木 亨	(担当者：加藤純也、渡邊敏彦)
企画課	課長	大谷 紀夫	
	企画係長	鈴木 嘉弘	(担当者：大和良行)

参考

《 委 員 略 歴 》

番号	氏 名	役 職 等 経 歴
1	小野 和良 (公 募)	・高松自治会副組長 ・元田原市まちづくり推進条例検討会議委員 ・元赤羽根中学校いじめ対策委員長
2	福井 哲己 (公 募)	・谷ノ口総合整備協議会代表 ・元谷ノ口総代 ・元東部中学校 PTA 会長
3	渡会 登汐 (公 募)	・防災まちづくりアドバイザー ・東三河人にやさしいまちづくりアドバイザーグループ会員 ・元田原市まちづくり市民懇談会委員
4	伊藤 伸浩 (市民活動団体)	○しみんのひろば運営委員長 ・渥美半島の野池を守る会会員 ・劇団タハラジャ会員
5	岡本 陸男 (市民活動団体)	○田原市校区総代会長（童浦校区総代） ・元浦自治会長 ・元民生委員・児童委員
6	河合 克之 (市民活動団体)	○田原青年会議所理事長 ・田原市民まつり実行委員長 ・萱町町内会議員
7	川崎 政夫 (市民活動団体)	○福江地区まちづくり会議会長 ・元福江自治会長 ・元福江高等学校校長
8	鈴木 千賀子 (市民活動団体)	○田原市ボランティア連絡協議会理事 ・元田原市まちづくり推進条例検討会議委員 ・声の広報代表
9	本多 智映子 (市民活動団体)	○田原市文化協会副会長 ・元田原市まちづくり推進条例検討会議委員 ・いろは会会員
10	森下 静子 (市民活動団体)	○あつみ NPO ネットワーク会長 ・あつみロビーコンサート運営スタッフ会代表 ・女性会議 W I T ウィット代表
11	渡辺 紀代美 (市民活動団体)	○田原市体育協会書記 ・卓球協会会員
12	平野 修一 (事業者団体)	○田原市商工会副会長 ・元田原市まちづくり推進条例検討会議委員 ・(株) あつまるタウン田原代表取締役社長
13	河合 熙人 (市の機関)	○田原市議会副議長 ・元野田市場総代
14	八木 学 (市の機関)	○田原市総務部長
15	鈴木 誠 (学識経験者)	○岐阜経済大学教授 ・コミュニティ政策学会理事 ・岐阜県コミュニティ診断士

田原市市民協働まちづくり条例の概要

1. 策定の経過

- ① 地方分権改革・各種の規制緩和による地域自治の自主自律が求められるなかで、この地域のまちづくりにおいても「市民参加・協働型自治の推進」が求められ、田原町・赤羽根町及び田原市・渥美町合併時に策定された新市建設計画において、この取り組みが位置付けられました。
- ② この新市建設計画を受けて、平成 17 年度から検討を開始した田原市総合計画策定に際して設置した『まちづくり市民懇談会』（市民 79 名・5 部会）において、市民協働によるまちづくりのあり方を検討しました。
- ③ 市民参加と協働のまちづくりに関し、自治会・校区ヒアリング、行政懇談会、市民・事業者・団体の意識調査を実施し、各種市民活動の実態把握に取り組みました。
- ④ 市民参加と協働のまちづくりの基本的ルールを定めるため、平成 19 年 7 月（～12 月）に『田原市まちづくり推進条例検討会議』を設置し、条例及び規則に規定すべき項目を検討しました。
- ⑤ 条例検討会議の検討結果を踏まえ、「田原市市民協働まちづくり条例」の案を作成し、田原市議会の議決を経て、平成 20 年 3 月 26 日に公布（制定）しました。

2. 条例に定める項目

- ① 総則的事項（第 1 条―第 7 条）
- ② 協働促進の方針（第 8 条）
- ③ 市民参加と協働（第 9 条・第 10 条）
- ④ 市民公益活動の支援（第 11 条―第 13 条）
- ⑤ 地域コミュニティ団体（第 14 条―第 18 条）
- ⑥ 市民協働まちづくり基金（第 19 条）
- ⑦ 市民協働まちづくり会議（第 20 条）

3. 規則に定める項目

- ① 地域コミュニティ団体の認定手続き（第 2 条―第 5 条）
- ② 市民協働まちづくり会議の運営（第 6 条―8 条）

田原市市民協働まちづくり条例

平成20年3月26日 田原市条例第1号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民参加と協働によるまちづくりの基本理念及び施策の基本事項を定めるとともに、市民、市民活動団体及び事業者（以下「市民等」という。）並びに市の機関の役割と責務を明らかにし、総合計画に掲げる将来目標等の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) **総合計画** 将来都市像等の施策方針を掲げるとともに、それらを実現するための市民等及び市の機関の役割を定めた本市のまちづくりの指針をいう。
- (2) **まちづくり** 総合計画を実現する活動又はその他良好な地域社会を形成するための活動をいう。
- (3) **行政活動** 総合計画の実現において、市の機関の役割として実施する各種の活動をいう。
- (4) **市民公益活動** 市民等が、自主的に取り組むまちづくり及び社会貢献を目的とする活動をいう。ただし、次に掲げる活動を除く。
 - ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする活動
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動
 - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
 - エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (5) **市民参加** 行政活動に市民等が自主的に参加することをいう。
- (6) **協働** 市民等及び市の機関が、それぞれの役割と責務に基づき対等な立場で協力し、相互に補完し合うことをいう。
- (7) **市民** 市内に居住し、在勤し、在学し、又はその他まちづくりに関わる者をいう。
- (8) **市民活動団体** 市内で活動する地域コミュニティ団体、非営利活動団体、ボランティア団体その他の団体をいう。
- (9) **地域コミュニティ団体** 次に掲げる団体をいう。
 - ア 自治会 一定区域の居住者で形成し、相互連絡、意見集約、交流、環境整備、文化伝承、防災、福祉等の活動を行う団体
 - イ 校区 小学校区域内の自治会で構成し、相互連絡、意見集約、交流等の活動を行う団体
 - ウ 校区コミュニティ協議会 小学校区域内の市民、自治会及びその他の市民活動団体等で構成し、相互連絡、意見集約、交流等の活動を行う団体
- (10) **事業者** 市内で事業活動を行う個人又は法人をいう。
- (11) **市の機関** 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(基本理念)

第3条 市民等及び市の機関は、それぞれの権利、義務及び役割を認識し、相互の理解と信頼のもとに、市民参加と協働によるまちづくりを推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、まちづくりの主体としての責任を自覚し、地域への関心を高め、自らができることを考えて行動するとともに、市民公益活動に進んで参加するように努めるものとする。

(市民活動団体の役割)

第5条 市民活動団体は、活動の社会的意義と責任を自覚し、自らができることを考えて市民公益活動に取り組むとともに、広く市民に理解されるように努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、市民公益活動の重要性を理解し、また、地域社会の一員としての責任を自覚し、自らができることを考えて行動するとともに、市民公益活動を支援するように努めるものとする。

(市の機関の役割)

第7条 市の機関は、それぞれの権能の範囲において、市民参加と協働によるまちづくりの意義を自覚し、責任をもって施策を実施するとともに、市民活動団体の総合調整に取り組むものとする。

第2章 協働促進の方針

(方針の策定)

第8条 市の機関は、第3条に定める基本理念に基づき、市民等と連携し、本市の協働促進の方針を定めるものとする。

第3章 市民参加と協働

(行政活動における市民参加と協働の実現)

第9条 市民等は、行政活動における市民参加と協働の実現に努めるものとする。

2 市の機関は、施策立案等における市民等の参画機会を確保し、市民参加の拡大に努めるものとする。

3 市の機関は、行政活動における協働の推進に努めるものとする。

4 市の機関は、行政活動における市民参加と協働の状況を公表する。

(市民公益活動における協働の実現)

第10条 市民等は、市民公益活動における協働の実現に努めるものとする。

2 市の機関は、市民公益活動における市民等の協働の促進に努めるものとする。

第4章 市民公益活動の支援

(活動環境の整備)

第11条 市の機関は、市民公益活動が促進されるように、活動環境を整備するものとする。

(情報の提供)

第12条 市の機関は、市民公益活動が促進されるように、活動情報の発信に協力するものとする。

2 市の機関は、その保有する市民公益活動に必要な情報を提供するものとする。ただし、個人情報の保護に留意するものとする。

(その他の支援)

第13条 市の機関は、市民公益活動に対し、必要に応じ、人的支援、財政的支援等を行うものとする。

第5章 地域コミュニティ団体

(地域コミュニティ団体の位置付け)

第14条 本市のまちづくりにおいては、地域コミュニティ団体を基礎的な市民活動団体として位置付け、その振興を図るものとする。

(地域コミュニティ団体の責務)

第15条 地域コミュニティ団体は、対象区域の市民等の福利向上を図るため、自主的に地域の課題に対処するものとする。

2 地域コミュニティ団体は、前項の場合において、必要に応じ、他の市民活動団体と協働し、相互理解による信頼の構築及びまちづくりの推進に努めるものとする。

3 地域コミュニティ団体は、対象区域における市民等の参加機会の確保に努めるものとする。

4 地域コミュニティ団体は、市全体のまちづくりの推進に配慮し、行政活動における地域に関わる課題について、対象区域の市民等の意見を把握するように努めるとともに、それらの意見を集約し、代表するものとする。

(市民等の責務)

第16条 市民等は、自らの役割を踏まえ、身近な地域コミュニティ団体の活動に参加するように努めるものとする。

(市の機関の責務)

第17条 市の機関は、地域コミュニティ団体の振興施策を立案し、その実現に努めるものとする。

2 市の機関は、第15条第4項の規定より集約された意見に配慮するものとする。

(地域コミュニティ団体の認定)

第18条 市長は、地域コミュニティ活動の活性化を図ることを目的として、民主的かつ公平な運営により第15条の責務を果たしている地域コミュニティ団体について、当該団体の申請に基づき認定する。

2 市長は、前項の認定について、地域コミュニティ団体が前項に定める要件を欠いていると認めたときは、これを取り消すことができる。

3 市長は、前2項の認定の状況を公表する。

4 前3項に関する手続きは、市長が規則で定める。

第6章 市民協働まちづくり基金

(基金の設置)

第19条 市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、市民の連帯の強化、地域振興及び市民公益活動の促進に必要な財源を確保するため、田原市市民協働まちづくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。また、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

4 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1項に定める目的のための経費に充てるものとし、剰余金のある場合には、これを基金に編入するものとする。

5 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

6 基金は、第1項に定める目的のための経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

第7章 市民協働まちづくり会議

(協働会議の設置)

第20条 第8条に定める協働促進の方針及び当該方針に関わる施策の検討並びにその他の必要事項の調整を図るため、田原市市民協働まちづくり会議(以下「協働会議」という。)を設置する。

2 協働会議は、市民等及び市の機関を代表して市長が選任する市民参加と協働のまちづくりの実現に関わる者で構成するものとする。

3 協働会議の運営について必要な事項は、市長が規則で定める。

第8章 雑則

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

田原市市民協働まちづくり条例施行規則

平成20年3月28日 田原市規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、田原市市民協働まちづくり条例（平成20年田原市条例第4号。以下「条例」という。）第18条第4項及び第20条第3項の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 条例第18条第1項に定める認定を受けようとする地域コミュニティ団体は、地域コミュニティ団体認定申請書（様式第1号）により、次に掲げる事項を明らかにし、市長に申請するものとする。ただし、市長が別に定める場合は、この申請における記載の一部を省略することができる。

- (1) 団体の名称及び事務所の所在地
- (2) 代表者の氏名及び住所
- (3) 活動の区域
- (4) 構成員の状況
- (5) 次に掲げる内容を定めた規約
 - ア 組織体制及び役員を選出に関すること。
 - イ 財産処分、事業運営等の決定手続きに関すること。
 - ウ その他団体運営に関すること。
- (6) 次に掲げる運営の状況
 - ア 対象区域における市民、市民活動団体及び事業者の参加を得るための取組に関すること。
 - イ 団体運営の情報の公開に関すること。
 - ウ 予算、決算、事業計画、事業報告又はその他団体運営の状況に関すること。

2 市長は、前項の申請があったときは、条例第18条第1項の規定に基づき認定の可否を決定し、地域コミュニティ団体認定審査結果通知書（様式第2号）により、当該申請団体に通知する。

(申請内容の変更)

第3条 前条第2項の規定により認定された地域コミュニティ団体（以下「認定団体」という。）は、次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、市長に地域コミュニティ団体認定事項変更申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号、第3号及び第5号の事項
- (2) 前条第1項第4号並びに第6号ア及びイの事項で市長が別に定めるもの

2 認定団体は、前条第1項第2号の事項に変更があったときは、市長が別に定める方法により届け出なければならない。

3 認定団体は、前2項に定めのない事項の変更については、手続きを要しないものとする。

4 市長は、条例第18条第1項の規定に準じ、第1項の変更を認定したときは、地域コミュニティ団体認定変更通知書（様式第4号）により、当該認定団体に通知する。

(認定の取消し)

第4条 市長は、認定団体の運営状況を確認した結果、条例第18条第2項の規定に基づく認定の取消しを行ったときは、地域コミュニティ団体認定取消通知書（様式第5号）にその理由を明記し、当該認定団体に通知する。

2 前条第1項の変更申請において、認定の要件を欠いていると認めたときは、前項の例による。

(認定の記録及び閲覧)

第5条 市長は、第2条第2項に規定する認定、第3条第4項に規定する認定変更及び前条の認定の取消しを行ったときは、地域コミュニティ団体認定登録簿（様式第6号）にそれらの状況を記載し、総務部総務課にこれを備え置き、一般の閲覧に供する。

(委員)

第6条 条例第20条第1項の田原市市民協働まちづくり会議（以下「協働会議」という。）は、15人以内の委員で構成するものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 公募市民
- (2) 市民活動団体の関係者
- (3) 事業者によって構成する団体の関係者
- (4) 市の機関に所属する者
- (5) 学識経験者その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 協働会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協働会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協働会議は、会長が招集する。

2 協働会議においては、会長が議長となる。

3 協働会議は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 協働会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協働会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は、会議に諮って公開しないことができる。

6 会長は、議事に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 平成21年3月31日までに委嘱又は任命された協働会議の委員の任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

(仮称) 田原市まちづくり推進条例検討会議

報 告 書

(関係項目の抜すい)



平成19年12月21日

(仮称) 田原市まちづくり推進条例検討会議

目 次

§ 1. はじめに	1 頁
§ 2. 条例の必要性	2 頁
§ 3. 条例素案	
1. 素案作成のための意見集約	3 頁
2. 条例規定と計画・要綱等規定の区分	5 頁
3. 条例素案	6 頁
4. 条例名称に関する意見	9 頁
§ 4. 附帯意見	10 頁
§ 5. 参考資料 (検討会議検討資料等)	12 頁

§ 1. はじめに

○取り組みのきっかけ

田原市は、地方分権改革に対応しつつ、活気あるまちづくりを実現するため、平成 15 年 8 月と平成 17 年 10 月の二度の合併を実現し、平成 18 年度に「うるおいと活力のあるガーデンシティ」を将来像に掲げた田原市総合計画が策定されました。

そして、田原市総合計画のまちづくりの方針（すべての分野で必要となる包括的な視点）の一つに、『市民と行政などがともに築く協働のまち』が掲げられたことから、今回、その推進を図るための基本的なルールづくりとして、条例制定に取り組むこととなりました。

○条例内容の検討

条例内容の検討においては、総合計画策定に際して設置されたまちづくり市民懇談会、行政懇談会、各種のヒアリング・アンケート調査などで出された「協働のまちづくりの実現に必要な事項」に関する様々な意見を前提として、まず、条文項目の叩き台を作成しました。

私たち（仮称）田原市まちづくり推進条例検討会議は、これまでの意見把握の経緯を尊重し、条文として盛り込む項目の叩き台が、より市民意見に即した内容となるように検討しました。

また、私たちの意見の中には、条例自体に規定することではなく、条例に基づく方針や実際の取扱いに関わる部分で、ぜひとも実現すべきものもありますので、これらを附帯意見として整理しました。

○基本的な姿勢

この条例制定は、一人ひとりの市民、市民活動団体、事業者及び市の機関が、地域社会におけるそれぞれの役割を自覚し、対等な立場で連携しながら、積極的にこれを実現するところに意義があります。

実際に活動するなかから、障害になっている事柄を問題提議し、関係者が協議しながら解決する仕組みや、市が取り組む施策等を関係者で協議する仕組みの確立もこの条例の制定目的の一つです。

その一方で、まちづくりの基本は“人づくり”、人づくりの基本は“コミュニケーション”、コミュニケーションの基本は“挨拶やそれに基づく信頼関係の構築”にあります。協働によるまちづくりの実現は、仕組みに頼るだけではなく、こうした社会人として基本となる意識や行動を忘れてはなりません。

そして、一人ひとりの市民が、自己啓発のみならず社会への貢献を念頭に置いて、社会規範を身につけ、教養を高めるための学習に取り組んでいくことが不可欠となってまいります。

○普及啓発による理解促進、基本理念の実現

この条例の施行にあたっては、普及啓発を工夫し、条例に定めた内容が広く市民に理解されるように、それぞれの立場で取り組む必要があります。

また、この条例の基本理念を実現するために、順次、整えられて行くこととなる方針・計画・要綱や具体的事業の実施において、協働のパートナーである市民・市民活動団体・事業者が、市（市の機関）と対等な立場でこれに関わり、活力ある地域社会が形成されることを期待します。

平成 19 年 12 月 21 日

（仮称）田原市まちづくり推進条例検討会議 会長 鈴木 誠

§ 2. 条例の必要性

近年、全国各地の自治体において、住民自治の取り組みを進める手段として、「自治基本条例」や「市民参画条例」と言われる条例が制定されています。

田原市においても、以下に挙げる観点から“市民参加と協働”によるまちづくりが不可欠であり、その基礎条件として、「まちづくり推進条例」を制定する必要があります。

1. 地方分権の進展

国の地方自治体への関与が減少し、地方自治体の権限が拡大することに伴い、地方の特色に応じた自己責任・自己決定によるまちづくりを進める必要が生じてきました。

市民の要望に応え、地域の特色を的確に反映させるためには、その地域に住む市民が積極的に市の行政に参加することが求められています。

2. 市民の価値観・ニーズの多様化

社会・経済の国際化、環境問題の深刻化、少子高齢化などの社会情勢の変化に伴い、市民の価値観・ライフスタイルは多様化し、行政だけで対応することは困難となっています。

今後、公共・公益分野の地域課題は、地域コミュニティ、ボランティア団体、NPO等と行政が連携して対応する地域社会を形成する必要があります。

3. 合併による行政面積の拡大

田原市は、地域課題への積極的対応と行政運営の効率化を図るために旧渥美郡3町の合併を実現しましたが、拡大した市域において、地域・市民と市との距離感を縮め、市域全体の一体感を形成するためにも、それぞれの地域・分野における市民活動の活性化が必要となっています。

4. 総合計画における位置づけ

平成18年度に策定した「第1次田原市総合計画」においても、「参加と協働」「コミュニティの振興」は重要施策として位置づけられています。

総合計画に定める目標、施策の方向性を具体的に実現するために、条例を制定し、市民、団体等の役割や、市の施策目標を明確化することが必要となっています。

第一次田原市総合計画（抜粋）

参加と協働の視点	コミュニティ(社会基盤)分野
方針 市民と行政などが ともに築く協働のまち - 市民、地域・団体、事業者等が、それぞれの適性を活かした社会活動に取り組み、市民による市民のための地域づくりを進めます。 - 市政情報の共有化、地域情報化の推進により、参加と協働の基盤づくりとなる情報ネットワークの形成を図ります。 - 市民等が各種計画検討に参画することにより、目的と事業効果、それぞれの役割を明確化した効果的な施策実施を目指します。	分野テーマ みんなで支え合う 暮らしやすいまち 【施策】 - 地域コミュニティの振興 - 交通安全の推進 - 分野コミュニティの振興 - 男女共同参画の推進 - 自主防災の推進 - 地域防犯の推進

§ 3. 条 例 素 案

市民参加と協働のまちづくりを実現するための基本ルールを定める本条例の検討においては、市民公益活動に取り組む各種団体等の意見を把握し、これを反映させる仕組みを構築する必要がある。

このため、平成 15 年 8 月の合併以降取り組んできた市民参加の取り組みにおける意見を集約・整理し、これに本検討会議の補足意見を加え、基本ルールとして必要な項目を整理することとしました。

1. 素案作成のための意見集約

基本ルールとして必要事項を把握するために、まちづくり市民懇談会、自治会・校区ヒアリング、行政懇談会、市民意識調査における意見を集約・整理しました。

(1) 意見の収集

① まちづくり市民懇談会 (H17 年 12 月～H18 年 12 月)
市民団体代表者等 79 人で構成し、5 部会を設置し延べ 49 回開催。総合計画素案に対する意見に加え、参加と協働のまちづくりに関する部会別意見を取りまとめ。
② 自治会・校区の個別ヒアリング調査 (H16 年 2 月～H17 年 11 月)
100 自治会・20 校区に対し、個々にヒアリングを実施し、活動の課題等を把握。
③ 行政懇談会 (H18 年 5 月)
総合計画及び校区地域まちづくり推進計画の策定に際し、まちづくりに関する意見交換を実施（7 会場・延べ 793 人参加）。
④ 市民意識調査 (H19 年 5 月)
市民・事業者・農業者・漁業者・市民団体に対し、まちづくりや市民公益活動等に関するアンケート調査を実施。

(2) 検討会議における補足意見

検討会議	意 見 内 容
第 1 回 H19 年 7 月	協働の体制整備、地域意見の集約、地域コミュニティ団体の体制・役員の位置づけ、連携・協力、活性化策、情報の発信、活動拠点、資金の確保、情報の公開、協働の基本姿勢、活動支援の体制、行政情報の公開、情報の入手、団体への財政支援、情報提供、啓発、市の取り組み、市民参加
第 2 回 H19 年 8 月	
第 3 回 H19 年 9 月	
第 4 回 H19 年 11 月	
第 5 回 H19 年 12 月	
第 6 回 H19 年 12 月	

(3) 意見の集約

市民意見を整理すると、基本ルールとしての必要項目は次のとおりとなります。

- ア. 基本的認識（基本理念、各役割など）
- イ. 情報公開・市民参加
- ウ. 協働の推進
- エ. 活動の支援（活動拠点の確保、情報発信の支援、必要情報の提供、活動資金の支援、活動活性化の支援）
- オ. 連携体制の確立
- カ. 地域コミュニティの活性化（位置付けの明確化、活動の活性化、市の活動支援）
- キ. 推進の体制づくり

2. 「条例規定」と「計画・要綱等規定」の区分

市民意見においては、個々具体的な協働事業などが提案されていますが、多様なアイデアを効率的に実現するためには、その前に基本ルールを制定する必要があります。

今回、制定プロセスや機能などを考慮し、条例においては協働の基本理念やそれぞれの役割など基本ルールを定めることを中心とし、その時々状況に応じて進める施策は、方針・計画・要綱等に定めることとしました。

(1) 条例に規定する項目

① 基本理念	条例の目的、基本理念
② 役割の明示	市民・市民活動団体・事業者の役割、市の役割
③ 推進方法等	市民参加、市の取り組み、地域コミュニティ、基金、協働推進組織

(2) 計画・要綱等に規定する項目

① 方針	5～10年の取り組みの全体方針、推進施策項目の個別方針・目標等を整理
② 個別の推進計画	地域コミュニティ振興計画など各分野において、現状の把握、目標の設定、取り扱いの整理、実施事業等を整理
③ 取り扱いルール制定	市民参加の機会、活動環境の整備、情報の提供、財政支援、人的支援、連携の促進及び地域コミュニティ支援などの取り扱い要綱の制定、それらに基づく個別事業の実施

※これらの決定においては、条例で定める「協働推進組織」の意見を反映させます。

3. 条例に規定する項目（省略）

4. 条例名称に関する意見（省略）

§ 4. 附 帯 意 見

条例素案に加え、その基本ルールに基づき、参加と協働のまちづくりに必要と考える取り組みについて、附帯意見として整理した。

1. 基本姿勢・取り組み全般に関し、必要なこと

① 総則的事項（基本理念、役割など）
・ 社会人としての道德教育の推進 ・ 人の和・輪（連携）づくりの推進 ・ 挨拶を基本とした人と人とのつながり・信頼の向上
② 市民参加・協働に関する事項
・ 一般公募委員による計画策定（選考基準の明確化） ・ 市からの参画（審議会等委員）要請の整理 ・ 協働ルールやガイドラインの作成 ・ 行政に協働総合窓口を設置 ・ 市民提案型の協働事業の実施 ・ 事業者による従業員の市民公益活動支援 ・ 市民への行政参加の意識啓発 ・ 行政情報（課題等）の積極的公開 ・ 行政活動へのボランティア受入体制の整備・市民参加体験

2. 個別方策に関し、必要なこと

① 市の活動支援
・ 市施設利用の調整ルールの制度化・公表 ・ 市施設（遊休施設）の市民公益活動への提供 ・ イベント活動等の共催・後援等の制度化・公表 ・ 事業補助の改善（初期活動支援、提案募集型制度、団体資格審査、事業成果評価公表など） ・ 市民公益活動に対する公平な支援（ルールづくり） ・ 市民公益活動の人材発掘・養成講座の充実 ・ 活動活性化のための表彰制度創出 ・ 公益事業に対する個人情報の提供 ・ 市民への市民公益活動・NPO活動等の情報提供 ・ 全戸配布物等、情報提供のあり方検討 ・ 市民、事業者等からの活動拠点提供情報の把握 ・ 専門知識を持つ市民活動支援職員の育成 ・ 市職員の活動参加 ・ 補助金の適正執行を担保する仕組み

② 地域コミュニティ振興

- ・地域コミュニティの活動改善（住民の意見が運営に反映される仕組みなど）
- ・市民への地域ルール等の情報提供・PR（市も対応）
- ・地域住民の意思集約の仕組みづくり
- ・地域の実情に即した自治会等運営基準の研究（標準規約、役員任期等）
- ・地域コミュニティ活動と市民館活動との整理
- ・地域コミュニティ主体のアイデアと責任による地域づくりの推進
- ・地域コミュニティの団体相互、市民公益団体等との連携による活性化
- ・市民館・集会場におけるNPO等市民活動の利用推進
- ・地域コミュニティと市民活動団体、事業者の連携

③ 基金

- ・資金提供（寄付）による活動参加の仕組みづくり
- ・基金資金を活用した新規補助制度創設による市民公益活動の活性化

④ 連携ほか

- ・連携促進のための各種団体の交流（話し合いの場の設定、連携・交流イベント開催など）
- ・市民協働サロンの開設
- ・イベント開催の連携（日程整理、共催など）
- ・人材バンクの創設
- ・市民活動団体の認定制度

協働のまちづくりに関する各意見の集約・整理

市民意見根拠

■まちづくり市民懇談会 (H17年12月～H18年12月 5部会・79人 延べ49回開催) ⇒ 「田原市まちづくり市民懇談会部会別意見」 ⇒ 【市懇コミ (=コミュニティ・福祉・経済・都市環境・教育文化の各部会) +意見番号】
■自治会・校区の個別ヒアリング調査 (H16年2月～H17年11月 100自治会・20校区) ⇒ 「田原市コミュニティ活動モデル事業報告書 (ヒアリング調査概要)」 ⇒ [校区ヒア (=ヒアリング)] または [自治ヒア (=自治会ヒアリング)]
■行政懇談会 (H18年5月 7回 延べ793人参加) ⇒ 「H18行政懇談会における意見」(会議録からまとめ) ⇒ 【行懇】
■市民意識調査 (H19年5月、市民・事業者・農業者・漁業者・市民団体) ⇒ 「田原市市民意識調査報告書」 ⇒ 【団体意識 (=団体意識調査)】
■(仮称) 田原市まちづくり推進条例検討会議 (H19年7月～ 12月時点) ⇒ 「第1回～第5回会議録」 ⇒ 【会議1 (=第1回会議)】

基本的認識

◆市民としての権利・義務の認識【行懇】 ◆市民と行政は対等の立場【会議2】 ◆各役割の強制は不可【会議2】 ◆社会人として道德教育が必要【行懇】
◆まちづくりは地域住民が主役【行懇】 ◆住民相互の共通理解による信頼と連帯感の向上【行懇】 ◆人の和・輪(連携)の推進【会議2】
◆地域できることは地域で、市でなければ出来ないことを市が行う【行懇】 ◆市民でできることは市民でという体制づくり【団体意識】
◆用語定義の明確化【市懇福祉1】 ◆ボランティア活動等のネーミング改善【市懇福祉1】 ◆自らできることを考えて行動【会議5】

情報公開・市民参加

◆参加意識の啓発【会議2】 ◆行政活動に対する市民参加機会の確保【会議3】 ◆外部による情報公開【会議2】 ◆市政情報の公開推進【会議3】
◆団体役員と一般公募委員による参画【団体意識】 ◆一般公募委員による計画策定【団体意識】 ◆市民参加は市民相互の参加もある【会議5】

協働の推進

◆協働ルールの制定【市懇都市4】 ◆行政とNPO等の役割の明確化【市懇福祉3】 ◆協働の役割・分担の明確化【団体意識】
◆協働ガイドライン作成【市懇コミ2】 ◆ルールブック作成【市懇福祉3】
◆定期的な事業提案制度【市懇経済1】 ◆提案研究費の交付【市懇経済1】 ◆提案事業の実現体制【市懇経済1】
◆活動における市との連携・仕組みづくり【団体意識】 ◆行政の協働窓口の一本化【団体意識】【会議1】 ◆公共サービスの市民提案制度【会議4】
◆ボランティア受入体制の確立【市懇教育2】 ◆事業者による従業員の市民活動支援【会議2】 ◆市民と協働した「市の協働」の推進【会議3】

連携体制の確立

◆連携による事業実施【市懇教育1】 ◆相互連携【市懇コミ1】 ◆地域内の団体連携の強化【団体意識】 ◆活動の協力体制確立【市懇教育4】
◆情報交換の場の設置【市懇都市3】 ◆ネットワークの形成【市懇教育1】 ◆団体交流会の開催【市懇福祉3】 ◆NPOの専門性を活かした連携【会議4】
◆まちづくりに観光の視点を取り入れた活性化(事業者連携)【行懇】 ◆地域コミュニティの延長線上にボランティア、NPOが存在する【会議5】

活動の支援

活動拠点の確保 ◆活動拠点の確保【団体意識】 ◆市民館(市)・集会場(地域コミ)の利用向上【市懇福祉5】
◆施設利用の利便性向上【市懇教育1】 ◆遊休施設の利用【市懇コミ4】 ◆施設利用仲介の支援【市懇コミ4】
◆施設利用に関わる共催等支援ルール確立【市懇教育1】 ◆活動場所の提供制度【会議2】
情報発信の支援 ◆市による市民活動紹介【市懇教育1】【団体意識】 ◆情報発信【市懇コミ1】 ◆団体・活動内容のPR【市懇都市3】【団体意識】
◆市民館等の公共施設での団体活動PR【団体意識】 ◆NPOの定義・活動のPR【行懇】【会議3】 ◆ボランティア情報の発信【市懇教育2】
◆インターネットのポータルサイト開設等による情報発信【市懇福祉3・経済4】 ◆情報提供者を組織化【市懇経済4】 ◆情報発信の積極化・方法検討【会議2】
◆市からの情報伝達の改善【団体意識】 ◆ボランティアの活動情報紙を市から全戸配布【行懇】 ◆全戸配布物のあり方検討【行懇】
必要情報の提供 ◆活動情報の収集支援【団体意識】 ◆専門情報の提供【団体意識】 ◆人材バンクの創設【市懇教育2】
◆市保有情報の公益活動団体への提供促進【会議3】 ◆団体自身の情報収集による活動の活性化【会議3】 ◆個人情報保護に配慮した情報提供【会議5】
活動資金の支援 ◆初期活動の支援【市懇コミ3】 ◆活動財源の確保【市懇コミ3】 ◆市民活動助成制度【市懇福祉2】 ◆活動資金不足【団体意識】
◆補助事業の公募【市懇コミ3】 ◆補助事業の評価【市懇コミ3】 ◆補助団体の活動評価【市懇都市1】
◆活動資金の提供制度【会議2】 ◆認定条件をクリアした団体に対する支援【会議3】
活動活性化の支援 ◆市民活動支援センターの設置【市懇福祉3・都市2・教育2】 ◆市民活動支援センターの運営をNPO委託【市懇都市2】 ◆NPOに対する公平な支援【団体意識】
◆養成講座の開催【市懇福祉2】 ◆活動の活性化【市懇コミ1】 ◆団体の育成【団体意識】 ◆表彰制度による活性化【市懇経済5】【会議2】
◆催事対応の支援【市懇教育1】 ◆活動の事務局機能の支援【市懇教育1】 ◆協働・支援専門職員の養成【市懇都市2】 ◆市職員の活動参加【団体意識】
◆ボランティア活動の支援【市懇教育4】 ◆有償ボランティアの確立・普及【市懇福祉1】 ◆市職員の積極的な関与【会議4】
◆市の委員就任要請等の整理【団体意識】 ◆エコマナーの導入【市懇福祉1】 ◆自然環境保全は民間活動を市が支援する手法が必要【行懇】
◆人材の育成【市懇コミ1】 ◆人材の育成【市懇コミ1】 ◆人材の掘り起こし【市懇コミ1】 ◆人材の確保・育成【団体意識】 ◆NPOへの支援【会議5】

地域コミュニティの活性化

位置付けの明確化 ◆地域コミュニティによる地域づくりの推進【市懇福祉4】 ◆校区コミュニティ活動の活性化【会議2】 ◆活動活性化(自治会活動の多角化)【自治ヒア】
◆地域コミュニティ活動の位置付け(条例や自治会規約などによる活動根拠・内容や個人の権利・義務を明確化)【自治ヒア・校区ヒア】【会議4】
◆代表者の身分の位置づけ【会議2】 ◆地域代表者の複数年制化の推進【自治ヒア・行懇】 ◆コミュニティ活動による人づくり【行懇】
◆情報共有の仕組み【会議4】 ◆地域住民の意思反映の仕組み【会議4】 ◆地域コミュニティは活動主体としての役割を担う【会議5】
活動の活性化 ◆コミュニケーションの低下に対応した親睦行事の実施【行懇】 ◆地域住民のアイデアと責任によるまちづくり【行懇】 ◆住民活動の支援【市懇都市4】
◆各団体の自由な活動と校区・市によるサポート【行懇】 ◆活動改善(予定日・内容等を計画的に調整・実施し、参加ルールの制定)【自治ヒア】
◆地域要望事業は土地所有者などを含めた地域総意の推進体制が必要【行懇】 ◆校区まちづくり推進計画の実現支援【校区総代会等】
◆活動周知(校区や校区コミュニティ協議会の活動周知)【市懇都市3】【校区ヒア】 ◆地域コミュニティとボランティア活動との融合【市懇教育3】
◆活動連携(自治会だけで出来ないことをNPOなどとの連携によって実現)【自治ヒア】 ◆市民活動団体と連携することでお互いの活動が活性化【会議5】
市の活動支援 ◆活動拠点整備(地域主体の活動拠点整備に対する市支援)【自治ヒア】 ◆市民館整備【校区ヒア】 ◆市民館を拠点とする活動展開【行懇】
◆ミニ集会所、多目的広場の整備などが必要【行懇】 ◆施設整備に合わせて、使う人の人づくりが大切【行懇】
◆市対応窓口の一本化【校区ヒア】 ◆総代文書取り扱いのルール化【校区ヒア】

推進の体制

◆まちづくり市民懇談会の継続【市懇福祉3】 ◆協働検討委員会の設置【市懇教育3】 ◆市民協働サロンの開設【市懇福祉3】
◆関係者検討の場の設置【市懇経済2】 ◆協働推進組織は協議会方式がよい【会議4】 ◆各々の立場から責任ある発言【会議5】 ◆会議の公開【会議5】

条例に定める基本ルール

1. 総則的事項

○ 基本理念 ○ 各役割など

2. 協働促進の方針

3. 市民参加と協働

○ 行政活動の参加・協働
○ 市民公益活動の協働(連携の機会確保)

4. 市民公益活動の支援

○ 活動環境の整備の姿勢(施設面、条件面など)
○ 活動情報の提供の姿勢(情報発信、情報提供など)
○ 活動の財政支援の姿勢(事業補助金など)
○ 活動の人的支援の姿勢(職員等派遣、アドバイスなど)

6. まちづくり基金

・基金設置・積立保管
・運用処分・繰替運用等

5. 地域コミュニティ団体

○ 位置付け・振興方針
○ 認定による活性化
○ 認定団体の責務・権能
○ 市民等の参加責務
○ 市の機関による活動支援等

7. 市民協働推進会議

○ 方策等協議の場づくり

方針・計画・要綱等に対応する事項

□市民参画に関する要綱の整備
・審議会委員公募等
□パブリックコメント等の市民意見提案要綱の整備
・パブリックコメント、意見箱等
□懇談会等意見交換の場の確保に関する要綱整備
・行政懇談会、団体懇談会等
□市政情報の提供方法改善
・広報、ホームページ、ケーブルテレビ等
□市民参加型の計画策定・事業推進
・市民提案事業、ボランティア参加等
□協働ガイドラインの整備
・協働ルールブック作成
□協働事業の推進に関する要綱の整備
・協働事業提案制度等、指定管理者制度等

□市民活動の拠点となる施設整備・利用改善
・文化施設等整備
□市民活動などによる遊休施設等の利活用推進
・公共施設等の市民利用促進・施設利用ルールの整理等
□市民団体との共催・協力(後援)の促進
・共同開催促進、後援の取り扱い・整理等
□市民活動の情報発信環境の整備
・共催事業の広報掲載等
□市民活動に必要な情報提供の取り扱い・整理
・個人情報提供に関する取り扱い・整理等
□事業補助の改善
・新設補助制度、コンペ補助(団体資格審査)等
□団体活動の技術的サポート・情報提供
・市民活動支援センターの運営、アドバイザー派遣等
□協働連絡会議
・団体連携情報の整理、連携イベント開催等

□振興方針の策定
・地域コミュニティ振興計画、振興要綱等
□コミ団体の活性化検討
・自治会等の運営基準策定等
□市民参加促進のPR
・市民への啓発、情報提供等
□団体交流の場
・活動団体交流会開催
□市民館等の活動拠点整備
・市民館整備、集会所等整備支援等
□コミ活動の支援
・地域計画策定支援、活動アドバイザー派遣等

□協働推進会議の運営
・各役割の実現に向けた方策検討等

田原市

市民協働まちづくり条例

【逐条解説】

H20. 5. 27

田原市市民協働まちづくり条例

平成20年3月26日
田原市条例第1号

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 協働促進の方針（第8条）
- 第3章 市民参加と協働（第9条・第10条）
- 第4章 市民公益活動の支援（第11条—第13条）
- 第5章 地域コミュニティ団体（第14条—第18条）
- 第6章 市民協働まちづくり基金（第19条）
- 第7章 市民協働まちづくり会議（第20条）
- 第8章 雑則（第21条）
- 附則

解説

この条例は、総則を始めとする全8章及び附則に項目分けされた全21条で構成し、田原市議会における審議（平成20年3月21日議決）を経て、同月26日公布（制定）されました。

第1章 総 則

目 的

第1条 この条例は、市民参加と協働によるまちづくりの基本理念及び施策の基本事項を定めるとともに、市民、市民活動団体及び事業者（以下「市民等」という。）並びに市の機関の役割と責務を明らかにし、総合計画に掲げる将来目標等の実現を図ることを目的とする。

解説

この条例を制定する目的は、「市民参加と協働によるまちづくり」を推進するために次の事項を定め、田原市総合計画に掲げる将来目標等の実現を図ることです。

- 基本理念及び施策の基本事項
- 市民等（市民、市民活動団体及び事業者）と市の機関の役割と責務

※個々のケースに応じた方針や取り扱い等は、第20条に規定する「市民協働まちづくり会議」において、市民・市民活動団体・事業者・市の機関等の協議に基づき定めて行きます。

※将来目標等＝将来都市像、まちづくりの方針、施策大綱、将来指標等

定 義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) **総合計画** 将来都市像等の施策方針を掲げるとともに、それらを実現するための市民等及び市の機関の役割を定めた本市のまちづくりの指針をいう。
- (2) **まちづくり** 総合計画を実現する活動又はその他良好な地域社会を形成するための活動をいう。
- (3) **行政活動** 総合計画の実現において、市の機関の役割として実施する各種の活動をいう。

解説

この条例に用いる言葉の意味を明確化します。

○第1号 「総合計画」は、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、市のまちづくりの指針として、市議会の議決を経て策定された田原市総合計画を指します。

※2030年を目標年次とする田原市総合計画（基本構想）は、平成18年12月市議会で議決され、併せて基本計画（目標2016年度）等が策定されています。

○第2号 「まちづくり」は、様々な場面で幅広い意味で使われていますが、この条例では、総合計画の将来都市像等を実現する活動と、その他の良好な地域社会形成のための活動を対象とします。

※総合計画の将来都市像等を実現する活動には、コミュニティ、福祉、産業経済、都市環境、教育文化などの幅広い活動が含まれています。

○第3号 「行政活動」は、総合計画の掲げられている各種施策のうち、市の機関が取り組むべき活動を言います。

＜第2条第1項＞

- (4) **市民公益活動** 市民等が、自主的に取り組むまちづくり及び社会貢献を目的とする活動をいう。ただし、次に掲げる活動を除く。
- ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする活動
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動
 - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
 - エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (5) **市民参加** 行政活動に市民等が自主的に参加することをいう。
- (6) **協働** 市民等及び市の機関が、それぞれの役割と責務に基づき対等な立場で協力し、相互に補完し合うことをいう。

解説

○第4号 市民、市民活動団体又は事業者が行うすべての活動のうち、自主的なまちづくり及び社会貢献の活動を「市民公益活動」と定義し、この条例による支援等の対象とします。

※市民公益活動には、営利活動（利益を構成員配分・財産還元する活動）、宗教活動（宗教の教義を普及する活動）、政治活動（政治活動、選挙運動的な活動）が含まれないことを示します。

○第5号 「市民参加」は、市の機関の各種行政活動への市民等が参加することを言い、計画等の策定過程への参画を含みます。

○第6号 「協働」には、①従来、市の機関だけが行っていた行政活動を市民・市民活動団体・事業者がこれに代わって担っていく場合、②市民公益活動のなかで、市民・市民活動団体・事業者が相互に連携・協力する場合の二つがあり、第9条・第10条にそれぞれの取り組み方を示しています。

＜第2条第1項＞

- (7) **市民** 市内に居住し、在勤し、在学し、又はその他まちづくりに関わる者をいう。
- (8) **市民活動団体** 市内で活動する地域コミュニティ団体、非営利活動団体、ボランティア団体その他の団体をいう。
- (9) **地域コミュニティ団体** 次に掲げる団体をいう。
- ア 自治会 一定区域の居住者で形成し、相互連絡、意見集約、交流、環境整備、文化伝承、防災、福祉等の活動を行う団体
 - イ 校区 小学校区域内の自治会で構成し、相互連絡、意見集約、交流等の活動を行う団体
 - ウ 校区コミュニティ協議会 小学校区域内の市民、自治会及びその他の市民活動団体等で構成し、相互連絡、意見集約、交流等の活動を行う団体

解説

○第7号 「市民」には、市内の在住者・通勤者・通学者のほか、市内で行われるボランティア活動の参加者、市外在住で市内に土地・建物を所有する者、市民活動に対する寄付等を行う者を含めます。

○第8号 「市民活動団体」には、市内で活動する全ての団体を含めます。ただし、そのうち市民公益活動だけがこの条例による支援等の対象となります。

※非営利活動団体（NPO）には、特定非営利活動促進法に基づく法人格を持つ団体と法人格のない任意団体があります。また、ボランティア団体は、ボランティア活動を目的し、非営利活動団体に含まれる団体、有償活動を行う団体も含まれています。

○第9号 地域コミュニティ団体は、自治会、校区、校区コミュニティ協議会の三階層とします。

※自治会の定義には、町内会、区などの名称を使っている団体を含みます。また、自治会は、基本的にその区域の住民が形づくり、構成員となるものですが、この他に地域内の各種団体や事業者などを含むことも可能です。

※自治会、校区、校区コミュニティ協議会の定義に掲げている活動は、一般的な事例であり、これらすべてを含んでいる必要はありません。また、活動の一部に、市民公益活動から除外されている営利活動、宗教活動等を含むことも可能ですが、その部分は市の機関による支援の対象になりません。

<第2条第1項>

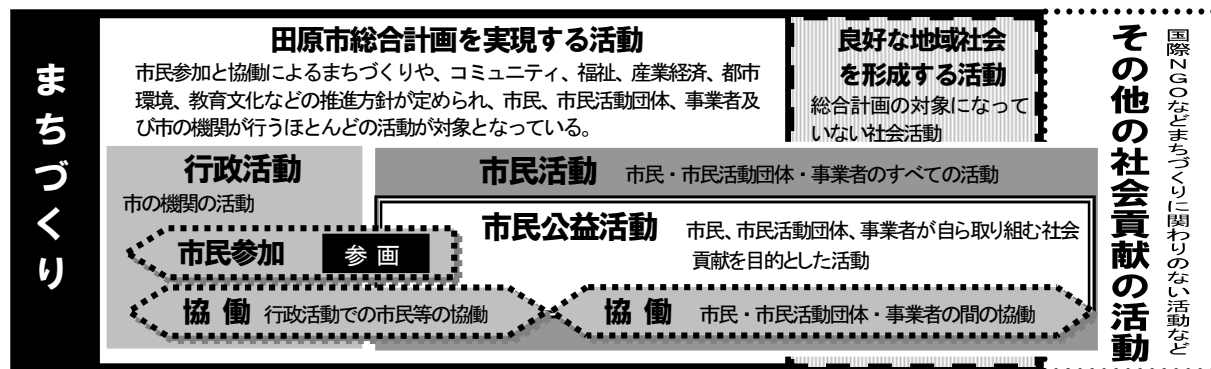
- (10) **事業者** 市内で事業活動を行う個人又は法人をいう。
- (11) **市の機関** 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

解説

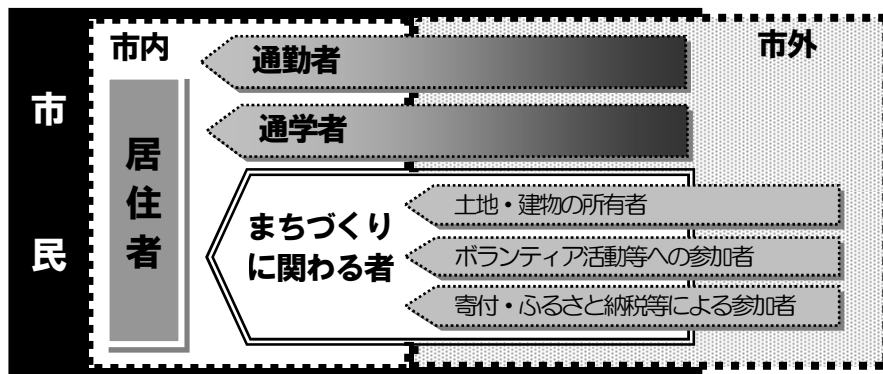
- 第10号「事業者」は、個人・法人に問わず市内で事業活動を行う者を指します。
 ※この条例では、まちづくりに関するすべての個人や団体が、市民活動団体又は事業者のいずれかに含まれるように定義します。
- 第11号の「市の機関」には、執行機関（市長、各種委員会・委員）と議決機関（議会）があり、さらに、「市長」には補助機関である副市長以下の職員や内部組織が含まれます。
 ※教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会は、各法律のよって設置された執行機関で、市長に総合調整権があります。
 ※この条例では、「市＝市民・市民活動団体・事業者及び市の機関を含む総括的意味」と「市の機関」を区別して使います。

【用語定義に関する参考図】第2条関係

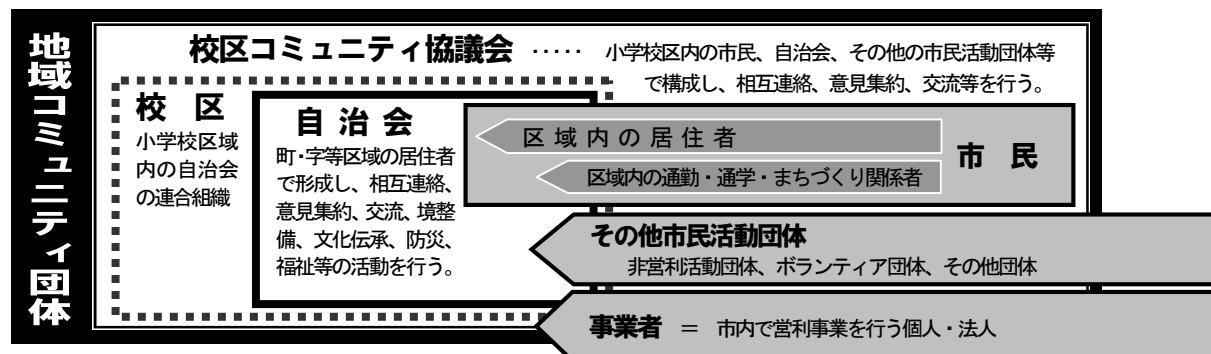
○第2条第1項2号に規定する「まちづくり」活動の範囲



○第2条第1項7号に規定する「市民」の範囲



○第2条第1項9号に規定する「地域コミュニティ団体」の構成要素



基本理念

第3条 市民等及び市の機関は、それぞれの権利、義務及び役割を認識し、相互の理解と信頼のもとに、市民参加と協働によるまちづくりを推進するものとする。

解説

市民参加と協働によるまちづくりには、市民、市民活動団体、事業者及び市の機関のそれぞれが権利・義務及び役割を認識し、相互理解と信頼関係を構築することが重要であることを示しています。
○それぞれの権利・義務は、憲法をはじめとする各種法令に保障又は課せられていますので、市民参加と協働においても、これらを認識した行動が必要となります。
○特に協働においては、市民、市民活動団体、事業者及び市の機関が、お互いに理解し、信頼し合えるような関係を構築し、それを維持するために努力しなければ、いかなる仕組みも機能しません。

市民の役割

第4条 市民は、まちづくりの主体としての責任を自覚し、地域への関心を高め、自らができることを考えて行動するとともに、市民公益活動に進んで参加するように努めるものとする。

解説

市民の努力義務として、市民公益活動への自主的な参加を求めています。また、まちづくりの基本となる補完性の原則の実現には、個々の市民がまちづくりの主体であることを認識する必要があります。
※補完性の原則＝まず、個人で出来ることは個人で行い、個人で出来ないことは隣近所・地域で行い、それらで出来ないことを市が行うというように、個人で出来ない部分を補完し、効率的かつ効果的な自治を実現するための原則とされるもの。
※市民の行政活動への参加及び協働は、別（第9条第1項）で求めています。

市民活動団体の役割

第5条 市民活動団体は、活動の社会的意義と責任を自覚し、自らができることを考えて市民公益活動に取り組むとともに、広く市民に理解されるように努めるものとする。

解説

市民活動団体が持つ社会的使命・機能を自らが認識し、広く市民に理解されるような市民公益活動に取り組み、その結果として市民等から信頼され、協力・支援が得られるような展開を期待しています。
※市民活動団体の行政活動への参加と協働は、別（第9条第1項）で求めています。

事業者の役割

第6条 事業者は、市民公益活動の重要性を理解し、また、地域社会の一員としての責任を自覚し、自らができることを考えて行動するとともに、市民公益活動を支援するように努めるものとする。

解説

事業者も地域社会の一員であることから、自主的な取り組みとして、社会貢献活動の実施や市民公益活動への従業員参加などによる支援を期待しています。
※人員提供、資金援助、場所や器機の提供など、事業の規模や特性に応じ取り組みが考えられます。
※事業者の行政活動への参加と協働は、別（第9条第1項）で求めています。

市の機関の役割

第7条 市の機関は、それぞれの権能の範囲において、市民参加と協働によるまちづくりの意義を自覚し、責任をもって施策を実施するとともに、市民活動団体の総合調整に取り組むものとする。

解説

市の機関も、市民参加と協働によるまちづくりの意義を自覚して、より一層の努力と責任感を持って施策を実施しなければなりません。
※市の機関には、市長（補助機関を含む）のほか、各種委員会・委員、議会を含みますが、地方自治法等に定められたそれぞれの権限と対応能力に範囲内において役割を果たすこととなります。
※条文の後段は、地方自治法第157条の「市長による公共的団体の総合調整権」を根拠として、協働の促進に必要となる総合調整を積極的に行おうとするものです。

第2章 協働促進の方針

方針の策定

第8条 市の機関は、第3条に定める基本理念に基づき、市民等と連携し、本市の協働促進の方針を定めるものとする。

解説

本市の「協働促進の方針」は、市の機関だけでなく、市民、市民活動団体及び事業者の役割を含めた田原市全体の取り組みとして策定するものとし、市の機関がこれを取りまとめします。

※協働促進方針は、各主体が対等の立場で参加する協働推進会議において策定します。その際、市の機関の取り組みには、各委員会・委員や議会における市民参加と協働の取り組みも盛り込みます。

※具体的には、協働促進の方針に基づく「協働のガイドブック」等を作成し、この実現を図ります。

第3章 市民参加と協働

行政活動における市民参加と協働の実現

第9条 市民等は、行政活動における市民参加と協働の実現に努めるものとする。

- 2 市の機関は、施策立案等における市民等の参画機会を確保し、市民参加の拡大に努めるものとする。
- 3 市の機関は、行政活動における協働の推進に努めるものとする。
- 4 市の機関は、行政活動における市民参加と協働の状況を公表する。

解説

市民、市民活動団体及び事業者の行政活動への市民参加と協働の推進を図ります。

○市の機関は、施策立案や計画策定の際の市民参画、施策実施における市民参加を進めます。

例1 …… 市民意識調査、提案制度（提言箱等）、検討会議委員の市民公募、パブリックコメント制度 等々

例2 …… 市民参加（参画）促進のための情報提供（広報紙、ホームページ、回覧、ケーブルテレビ、ほーもん講座 等々）

○市の機関は、業務委託（事務管理委託、指定管理者制度等）や市民活動団体・事業者等が企画・実施した方が高い成果が得られる事業などの協働を進めます。

例1 市の機関と市民・市民活動団体・事業者が同一目的を共有する際の連携した事業実施（対等の立場で役割分担）

…… 事業協力、事業共催、実行委員会方式事業 等々

例2 市の機関の業務の一部について、市民・市民活動団体・事業者に委託して実施（委託者・受託者＝法的に対等の立場）

…… 各種の業務委託（指定管理者制度を含む）、総代文書配布 等々

例3 市の機関と市民・市民活動団体・事業者における業務の協力

…… 会議等出席依頼、意見等の取りまとめ 等々

※市民等への活動支援については、協働とは切り離し、別に定めています（第11条～第13条の市民公益活動の支援）。

○市の機関は、市民参加と協働に対する取り組み状況を公表することで、この推進を図ります。

※毎年、決算時などに市の機関における市民参加と協働に関する取り組み状況を整理し、ホームページ等で市民に公表します。

市民公益活動における協働の実現

第10条 市民等は、市民公益活動における協働の実現に努めるものとする。

- 2 市の機関は、市民公益活動における市民等の協働の促進に努めるものとする。

解説

市民、市民活動団体及び事業者は、市民公益活動において相互に協力し合いように取り組み、その促進のための場の設定や調整役を市の機関が担います。

例1 …… 連携イベントの開催、活動情報の連絡調整など

第4章 市民公益活動の支援

活動環境の整備

第11条 市の機関は、市民公益活動が促進されるように、活動環境を整備するものとする。

解説

市の機関は、市民公益活動が促進されるように、活動の拠点となる公共施設の整備、施設利用の手続き等の改善、市民公益活動における傷害保険などを用意し、安心して活動できる環境を整えます。

※こうした場合には、公益性の高い活動を優先した取り組み・取り扱いとなります。

- ・例1 …… 文化会館、スポーツ施設、図書館、市民館、福祉センター等の設置など
- ・例2 …… 公益性に応じた公共施設の利用料減免・利用調整、市民社会活動災害補償制度

情報の提供

第12条 市の機関は、市民公益活動が促進されるように、活動情報の発信に協力するものとする。

2 市の機関は、その保有する市民公益活動に必要な情報を提供するものとする。ただし、個人情報の保護に留意するものとする。

解説

市の機関は、市民公益活動の周知への協力、活動に必要な情報提供に取り組んでいきます。

○市民等への周知では、その公益性に応じて、市の機関で対応可能な方法で協力します。

- ・例1 …… 市広報紙・市ホームページへの掲載、公共施設へのポスター掲示、総代文書によるちらし等配布 等々
- ・例2 …… 市民公益活動のポータルサイト（専用ホームページ）の設置、ピーアールイベントの開催 等々

○情報提供は、個人情報の保護に留意しながら可能な範囲で提供していきます。

- ・例1 …… 市民公益活動の支援情報（補助金、イベント情報等）、活動の対象団体・対象者などを把握するための情報等
- ※田原市個人情報保護条例の手続きを要し、それによって可否が決定される場合があります。

その他の支援

第13条 市の機関は、市民公益活動に対し、必要に応じ、人的支援、財政的支援等を行うものとする。

解説

市の機関は、市民公益活動に対し、必要に応じ、人的支援、財政的支援などに取り組んでいきます。

○人的支援として、市民活動団体等への職員派遣、人材育成・活動に対するアドバイス等を行います。

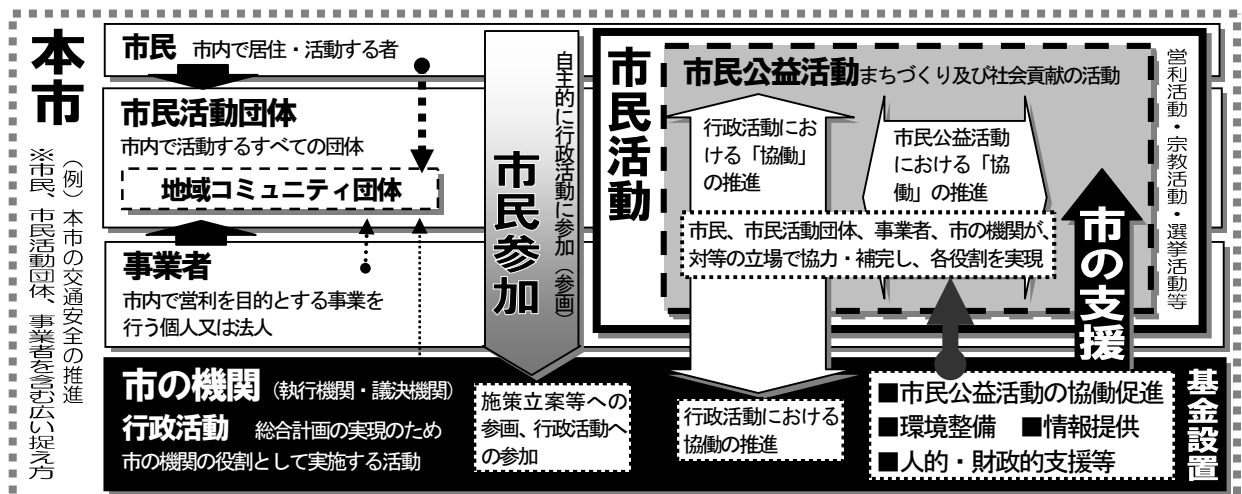
- ・例1 …… 講演会・研修会の開催、専門アドバイザー派遣、市職員の活動参加 等々

○財政的支援として、必要に応じて、市民公益活動に対する補助金等を交付します。

- ・例1 …… 市の各部門の各種補助金・交付金・助成金 等々

○このほか、市民公益活動を促進させるための事業の後援、団体の表彰等の取り組みがあります。

【市民参加・協働、市民公益活動の支援等に関する参考図】第9条～第11条関係



第5章 地域コミュニティ団体

地域コミュニティ団体の位置付け

第14条 本市のまちづくりにおいては、地域コミュニティ団体を基礎的な市民活動団体として位置付け、その振興を図るものとする。

解説

田原市のまちづくりは、補完性の原則に基づき、昭和40年代からその振興に取り組んでいる地域コミュニティを基礎とすることを特徴としています。※補完性の原則は、第4条解説の解説参照。
※市内の地域コミュニティ団体は、106の自治会（平成20年4月）、20の校区、20の校区コミュニティ協議会となっています。
※地域コミュニティ団体を基礎的な市民活動団体と位置付けた上で、NPO等の専門分野の活動は、地域[互助・共助]でも、市の機関[公助]でも対応できないことを補うものとして期待しています。

地域コミュニティ団体の責務

第15条 地域コミュニティ団体は、対象区域の市民等の福利向上を図るため、自主的に地域の課題に対処するものとする。

- ② 地域コミュニティ団体は、前項の場合において、必要に応じ、他の市民活動団体と協働し、相互理解による信頼の構築及びまちづくりの推進に努めるものとする。
- ③ 地域コミュニティ団体は、対象区域における市民等の参加機会の確保に努めるものとする。
- ④ 地域コミュニティ団体は、市全体のまちづくりの推進に配慮し、行政活動における地域に関わる課題について、対象区域の市民等の意見を把握するように努めるとともに、それらの意見を集約し、代表するものとする。

解説

基礎的な市民活動団体である地域コミュニティ団体には、「地域課題の対処」、「市民活動団体との必要に応じた連携」、「市民等の参加機会の確保」、「意見の把握・代表」の責務（努力義務）があります。

○第1項【課題対処】 自治会、校区、校区コミュニティ協議会は、それぞれを構成する住民等の福祉・利益の向上を目指し、自主的に地域課題に対処するような活動が期待されています。

※地域コミュニティ団体の目的は、市民等の福利向上であり、条例第2条1項4号に規定する市民公益活動に限定するものではありません。

○第2項【連携】 自治会、校区、校区コミュニティ協議会が地域課題に対処する場合、必要に応じて他の団体と連携し、互いの役割・立場を理解しながらまちづくりを進めることが期待されています。

※同じ小学校区内に存在する「地域コミュニティの最小単位である自治会」、「自治会の連合組織である校区」、「自治会に地域の各種団体等を加えた総合的な団体である校区コミュニティ協議会」は、地域の実情に応じた役割分担・連携が求められています。

※自治会、校区、校区コミュニティ協議会は、小学校外で隣接する自治会等のほか、必要に応じて専門的な活動を行うボランティア団体・NPOとも連携することにより、より効果的に地域課題の解決に向けた取り組みが実現できます。

○第3項【参加】 自治会、校区、校区コミュニティ協議会は、対象となる市民等の組織加入又は活動参加を進め、民主的で開かれた団体運営の実現が期待されています。

※自治会は、対象区域における住民の加入や活動への参加を呼びかけ、理由なくこれらの参加を拒むことはできません。

※校区は、小学校区内の全自治会で構成・活動し、必要に応じて構成する住民に参加を呼びかける活動が期待されています。

※校区コミュニティ協議会は、校区内の全自治会と各種団体等で構成しますので、それらが組織に加入できる体制を整える必要がありますが、不特定多数存在する各種団体をどこまで参加させるかについて、各協議会が合理的な基準を設けて決定します。

例えば、校区内の地域を対象エリアとして活動している団体ではあるが、大半が校区以外の者で構成されているような場合は、基本的に地域コミュニティ団体は地域住民によって構築されることが前提となっていますので、必ずしも校区コミュニティ協議会の構成員として参加させなければならないというものではありません。こうした判断は、様々な活動の結果は、最終的にはそこで暮らす者に大きな影響が及ぶことになるからです。

※地域コミュニティ団体と他団体との関係には、組織の構成員として参加させる場合（本項）と、連携して事業に取り組む場合（前項）とがあり、構成員となる要件は、地域コミュニティ団体の定義（第2条1項9号）に即して規約で定めます。

例えば、校区コミュニティ協議会の構成員になるために、校区内の団体として認められる要素（在住者、活動等）が必要と考えられます。なお、構成員でない場合には、団体の意思決定に関わることは出来ません（意見を受け付けることは可能）。

○第4項【意見集約】 自治会、校区、校区コミュニティ協議会は、市総合計画に掲げられたまちづくりに配慮しつつ、地域に関連する課題に対する対象となる住民等の意見を把握・集約します。

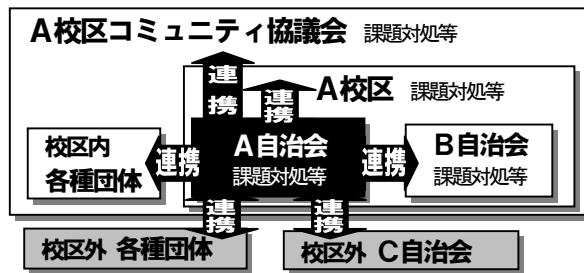
※自治会、校区、校区コミュニティ協議会は、総会や意見募集などの団体活動を通じて意見を把握しますが、この際にも、前項と同様に広く対象区域の住民意見を把握するように努めます。ただし、呼びかけに応じない者はこの限りではありません。

※把握した意見を集約する際は、総会や役員会等において民主的な方法（あらかじめ規約により会長等に権限が委任される場合を含む）で決定されなければなりません。

※自治会、校区、校区コミュニティ協議会の会長等は、各規約等に基づき団体（団体意思決定等）を代表します。

【地域コミュニティ団体の連携に関する参考図】第15条第2項関係

○自治会から見た連携



※校区の場合にも同様の連携があります（図省略）。

○校区コミュニティ協議会から見た連携



市民等の責務

第16条 市民等は、自らの役割を踏まえ、身近な地域コミュニティ団体の活動に参加するように努めるものとする。

解説

市民・市民活動団体・事業者は、この条例に定めるそれぞれの役割（第4条～第6条）を踏まえて、地域コミュニティ団体の活動（組織参加・行事参加）に努める責務（努力義務）が生じます。
※市内のアパート経営者についても、条例第6条及び本条により、地域コミュニティ団体の活動に参加し、また、居住者が地域コミュニティ団体に参加するように働きかけるなどの努力義務が生じています。

市の機関の責務

第17条 市の機関は、地域コミュニティ団体の振興施策を立案し、その実現に努めるものとする。

2 市の機関は、第15条第4項の規定より集約された意見に配慮するものとする。

解説

○市の機関は、地域コミュニティ団体の振興を図ります。

■田原市地域コミュニティ振興計画（平成19年3月策定）

1. 振興方針 …… 「地域コミュニティに期待される協働社会の役割の実現」
2. 振興施策（4つ）
 - (1) 環境づくり
 - ① 地域コミュニティの位置付けの明確化 …… 条例（市民協働まちづくり条例）による位置付けの明確化
 - ② 地域コミュニティのあり方の検討 …… 組織の多層化・市民館組織との重複の改善、規模の適正化・運営基準等
 - ③ 分野コミュニティ等との連携の推進 …… ニーズの多様化に対応するため、ボランティア団体、NPOとの連携推進
 - ④ 市の地域コミュニティ振興体制の充実 …… 市役所・支所の対応体制の充実、市民館主事の研修、アドバイザー派遣等
 - ⑤ 連絡調整の場の設置 …… 校区総代会等の運営改善、行政懇談会の開催
 - ⑥ 市民への意識啓発 …… 広報はたらやケーブルテレビ等による地域コミュニティの紹介・参加啓発
 - (2) 活動の活性化
 - ① 計画的な地域づくりの推進 …… 校区まちづくり推進計画（校区計画）の策定支援、自治会の計画策定推進
 - ② 活動拠点の充実 …… 校区市民館の整備・改修・運営方法の改善、校区計画の実現推進、集会場等整備支援等
 - ③ 地域活動の支援 …… 自主活動支援の見直し・適正化
 - ④ その他の活性化策の推進 …… 先進的モデル事業の募集・選定、その他新たなコミュニティ活性化策の検討
 - (3) 協働関係の構築
 - ① 役割の認識 …… 総合計画に位置付けられた地域コミュニティの役割（118本の基本事業）の認識
 - ② 協働ルールの確立 …… 市の計画策定への参画、協働事業への相互参加、市からの随意委託等のルール制定等
 - ③ 最適な業務委託の実施 …… 地域コミュニティへの業務委託に際し、適格性・経済性・波及効果・意識啓発等の検証
 - (4) 市全体のまちづくりの推進
 - ① 市施策への協力 …… 市全体の視点からの市施策への協力、地域への影響の配慮
 - ② 地域コミュニティ間の連携 …… 地域コミュニティの連携による市の施策推進・地域コミュニティ事業の推進

○市の機関は、地域に身近な課題などについて、地域コミュニティ団体の意見に配慮します。

※その地域関わる施策の実施については、自治会・校区・校区コミュニティ協議会の意見に配慮することとします。市民等の個々の意見もお聞きしますが、地域コミュニティ団体の意見はその地域の集約意見として特に配慮します。したがって、住民等は、その所属する地域コミュニティ団体の活動に参加し、自らの意見を伝えることが大切となります。

地域コミュニティ団体の認定

第18条 市長は、地域コミュニティ活動の活性化を図ることを目的として、民主的かつ公平な運営により第15条の責務を果たしている地域コミュニティ団体について、当該団体の申請に基づき認定する。

2 市長は、前項の認定について、地域コミュニティ団体が前項に定める要件を欠いていると認めたときは、これを取り消すことができる。

3 市長は、前2項の認定の状況を公表する。

4 前3項に関する手続きは、市長が規則で定める。

解説

条例第14条の規定により、本市の基礎的な市民活動団体として位置付けられた各地域コミュニティ団体の運営の適正化を促し、よってその活性化を図る誘導施策として、認定制度を設けます。

※この認定制度は、適切な運営を行っている地域コミュニティ団体について、市全体（市民・市民活動団体・事業者・市の機関）を代表して、市長が公証するものとして設け、すべての団体が認定されるような支援策に取り組みます。

※この認定制度は、地方自治法第260条の2に基づく地縁団体制度とは別の扱いのものです。申請書類等は重複部分があります。

○この認定の条件は、民主的かつ公平な運営によって、「地域課題の対処」、「市民活動団体との必要に応じた連携」、「市民等の参加機会の確保」、「意見の把握・代表」を行っていることです。

※認定申請の具体的な手続きは、市長が別に定める規則に示されています。

■田原市民協働まちづくり条例施行規則の概要（平成20年3月）

この規則には、「認定申請」、「認定内容の変更」、「認定の取消し」、「公表」の手続きが定められています。

1. 認定申請に必要な6項目

- (1) 団体名称・事務所所在地
- (2) 代表者氏名・住所
- (3) 活動区域
- (4) 構成員状況
- (5) 規約 …… ①組織体制及び役員の選出、②財産処分・事業運営等の決定手続き、③その他団体運営
- (6) その他の運営状況

①対象区域における市民、市民活動団体、事業者の参加を得るための取り組み

②団体運営の情報の公開

③予算、決算、事業計画、事業報告又はその他団体運営の状況

※申請に必要な書類については、地方自治法第260条の2に規定する地縁団体の認可申請を行っている団体については、これを引用することができるなど、申請手続きの簡素化を図ります。

2. 認定内容の変更手続き

- (1) 変更申請が必要な場合 …… 「団体名称・事務所所在地」、「活動区域」、「規約」、「構成員の大幅な変更」などの変更
- (2) 届出が必要な場合 …… 「代表者氏名・住所」の変更
- (3) 手続きが必要ない場合 …… (1)・(2)以外の変更

3. 認定の取消し手続き

- (1) 団体の運営が認定された時の条件を満たしていないことを確認した場合 …… 取消しを通知
- (2) 認定内容の変更によって条件が満たされなくなった場合 …… 取消しを通知

4. 認定団体の公表

- (1) 公表方法 …… 市長は認定団体の台帳を作成し、市民が閲覧できるようにします。

※認定団体の状況については、市のホームページなどで市民にアピールします。

※この申請は、自治会、校区、校区コミュニティ協議会のそれぞれが個別に行います。市も、申請を通じて、運営の適正化や活動の活性化が進むように、各団体をサポートします。

○市長は、認定申請書を受理したら、条件の達成度合いを判断し、認定の可否を決定します。

※認定の可否は、この制度が「地域コミュニティ団体の活性化を目指して創設されたこと」を念頭に置き、どの程度のレベルに達していることが、本市の現状のなかで適当であるかについて、あらかじめ、校区総代会等の意見を聞いた上で、条例第20条に規定する「市民協働まちづくり会議」において、市民、市民活動団体、事業者等と検討した上で決定した基準に従います。

○認定団体の運営の変更には、変更申請又は届出が必要な場合、手続きが要らない場合があります。

※変更申請が必要な事項の手続きは、変更後速やかに行う必要があります。

○市長は認定団体が、認定された条件を満たしていない場合は、これを取り消すことができます。

※認定の取消しは、この制度が「地域コミュニティ団体の活性化のために創設されたこと」を念頭に置いて、まずは、運営の適正化を求め、その後も改善されない場合に行います。

第6章 市民協働まちづくり基金

基金の設置

第19条 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、市民の連帯の強化、地域振興及び市民公益活動の促進に必要な財源を確保するため、田原市市民協働まちづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

- 2** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。
- 3** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。また、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
- 4** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1項に定める目的のための経費に充てるものとし、剰余金のある場合には、これを基金に編入するものとする。
- 5** 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
- 6** 基金は、第1項に定める目的のための経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

解説

この条例に規定される「市民公益活動に対する市の機関の支援」の財源を確保するために、地方自治法の規定に基づき、基金を設置します。

※基金の「積立」、「管理」、「運用益」、「繰替運用」、「処分」の規定は、田原市における他の基金条例の規定に準じています。

○第1項【設置】 この基金には、市町村の合併の特例に関する法律（旧法）に規定される合併特例債を利用して積み立てる部分と一般の寄付や税等によって積み立てる部分があります。

※市民の連帯の強化及び地域振興という目的は、合併特例債の適用を意識しています。

○第2項【積立】 市税等の一般財源（用途の特定されない収入）、借入金、市民等の寄付金で積み立てし、この場合は田原市一般会計予算に計上する必要があります。

※積立金は、合併特例債対象部分と市民公益活動部分に区分して経理します。

◇市民公益活動分の対する市民等からの寄付金については、所得税・住民税の控除制度があります。

- 1 所得税 寄附金控除額＝（寄附金額または総所得金額等の40%）のいずれか低い金額－5千円
- 2 住民税 寄附金控除額＝（寄附金額または総所得金額等の25%）のいずれか低い金額－10万円
- 3 法人の場合は、全額損金算入が可能です。

※この控除制度は、この基金以外の国や地方公共団体等に対する寄付金の場合と同じ扱いのものです。

※市民・市民活動団体・事業者がこの基金に寄付しようとする場合には、寄付金額の下限・上限はありません。

※市民・市民活動団体・事業者に対し、基金への寄付をPRする「市民協働まちづくり基金のしおり」を作成する予定です。

○第3項【管理】 基金の現金は、最も確実・有利に運用できる金融機関の預金や有価証券によって管理しなければならないことが定められ、投機的な運用はできません。

※確実かつ有利な有価証券には、国債などが該当します。

○第4項【運用益】 この基金の預金等による運用収益は、設置目的（市民の連帯の強化、地域振興、市民公益活動の促進）に使用し、残額が出た場合は、基金に積み立てします。

※合併特例債を利用して積み立てた部分からの運用益は、市民の連帯の強化又は地域振興という目的に使用します。

※運用益の活用方法については、市長に決定権がありますが、決定にあたっては、「協働促進の方針」や「市民協働まちづくり会議」の意見を踏まえて、市民参加と協働によるまちづくりが推進されるように配慮します。

※運用益の額 例えば5億円を積み立てた場合で年間2百万円程度（預金利率0.4%の場合）

○第5項【繰替運用】 市長が、一時的に市の一般会計の資金等として利用できる方法を示しています。

※市長が、別の目的（会計）の資金として一時的に利用する場合にも、その間に基金の利息が確保されるように定めます。

○第6項【処分】 この基金は、設置のために使う場合に限り処分することができます。

※設置目的は、合併特例債対象部分（市民の連帯の強化、地域振興）と市民公益活動の促進部分に分かれています。

第7章 市民協働まちづくり会議

協働会議の設置

第20条 第8条に定める協働促進の方針及び当該方針に関わる施策の検討並びにその他の必要事項の調整を図るため、田原市市民協働まちづくり会議（以下「協働会議」という。）を設置する。

- 2 協働会議は、市民等及び市の機関を代表して市長が選任する市民参加と協働のまちづくりの実現に関わる者で構成するものとする。
- 3 協働会議の運営について必要な事項は、市長が規則で定める。

解説

市民・市民活動団体・事業者・市の機関が、それぞれの権利・義務・役割を実現するための協働促進の方針（第8条）の策定、施策の検討、それらに関わる必要事項を調整する協議の場として、市民協働まちづくり会議を設置します。

○この会議においては、市民・市民活動団体・事業者・市の機関は対等な立場で協議・検討します。

※認定申請の具体的な手続きは、市長が別に定める規則に示されています。

■田原市市民協働まちづくり条例施行規則の概要（平成20年3月）

この規則には、「委員選任」、「会議運営」の方法が定められています。

- (1) 市民協働まちづくり会議は、市長が委嘱・任命する15名以内の委員で構成する。
- (2) 委員の対象 ①公募市民、②市民活動団体の関係者、③事業者団体の関係者、④市の機関の職員、⑤学識経験者等
- (3) 委員の任期 2年
- (4) 委員の互選により、会長、副会長1名を選任する。
- (5) 会議は、会長が招集する。

※市民協働まちづくり会議は、関係者の協議組織であり、地方自治法に規定される市長の付属機関としての位置付けはありません。

第8章 雑 則

委任

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

田原市市民協働まちづくり会議の役割（案）

1. 条例の規定（条例第20条第1項）

「協働促進の方針」及び「当該方針に関わる施策」の検討、並びに「その他の必要事項」の調整を図ることが、条例に定められています。

2. 具体的な検討内容（案）

（1）『田原市市民協働促進方針』の検討

- ① 方針策定 …… 市民、市民活動団体、事業者及び市の機関が、それぞれの権利・義務・役割を認識し、相互理解と信頼のもとに、市民参加と協働によるまちづくりを推進するため、本市の現状を踏まえて一定期間の取組方針を定めます。
- ② 状況確認 …… 協働促進方針に掲げる「取組の進捗」及び「目標達成等」の状況を確認・評価します。
- ③ 方針改定 …… 取組の実現状況等を踏まえ、協働促進方針を改定します。

（2）『田原市市民協働促進方針に関わる施策（取組）』の検討

① 行政活動における市民参加と協働の促進に関する取組

- （例）
- 市民への行政情報の提供制度のあり方
 - 市民参画を確保する制度のあり方
 - 指定管理者制度基本方針のあり方
 - アウトソーシング推進のあり方
 - 公募・提案型協働事業のあり方

市の機関の業務に関する市民参加と協働を進める取組のあり方を検討する

② 市民公益活動における協働の促進に関する取組

- （例）
- 市民活動団体の連携促進のあり方

市民公益活動における市民、市民活動団体、事業者の連携した取組のあり方を検討する

③ 市民公益活動の支援に関する取組

- （例）
- 活動環境の整備のあり方
 - 市民等に対する市民公益活動の情報提供のあり方
 - 行政保有情報の提供のあり方
 - 人的支援のあり方
 - 財政的支援のあり方（公募型補助等）
 - 市民公益活動に対するその他支援のあり方

市民公益活動を支援する取組のあり方を検討する

④ 地域コミュニティ団体認定基準及び地域コミュニティ振興・支援体制

⑤ 基金活用方法 ○寄付募集、運用益等活動のあり方

（3）『その他の必要事項』の調整

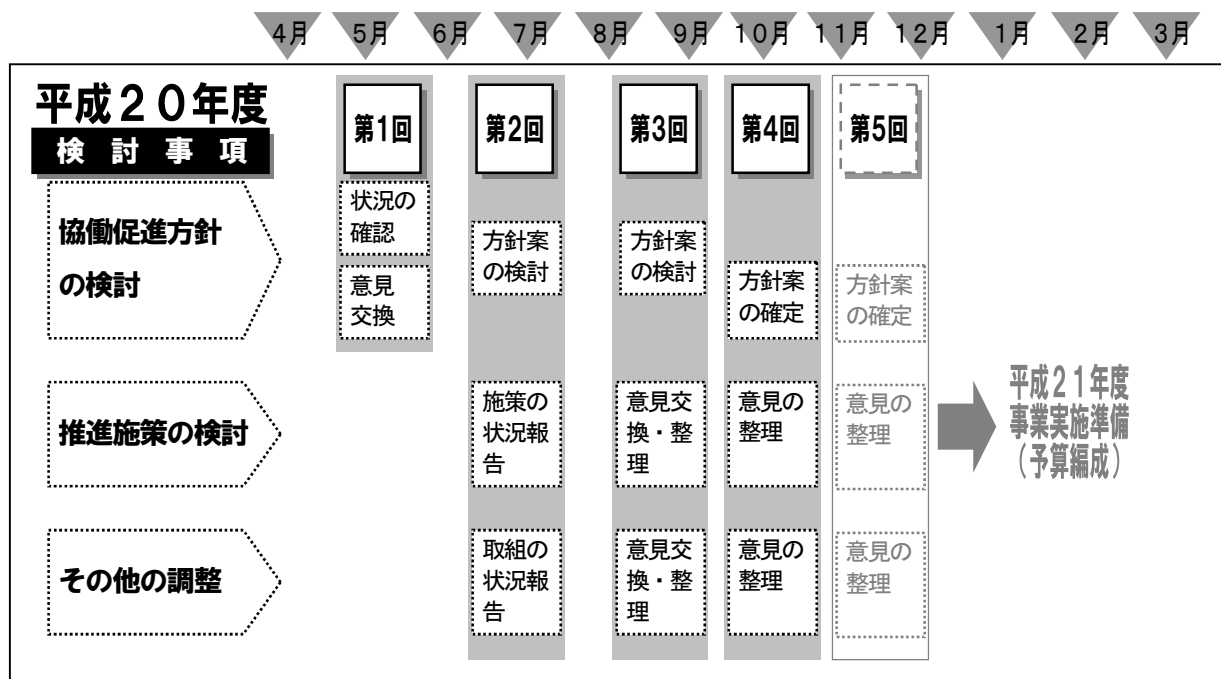
- ① その他協働に関する調整事項 ○その他委員提案等

3. 開催日程・検討内容（案）

① 平成20年度

協働促進方針策定、推進施策に関する意見交換・方向付け、その他の調整を行うため、4回の会議を予定します。

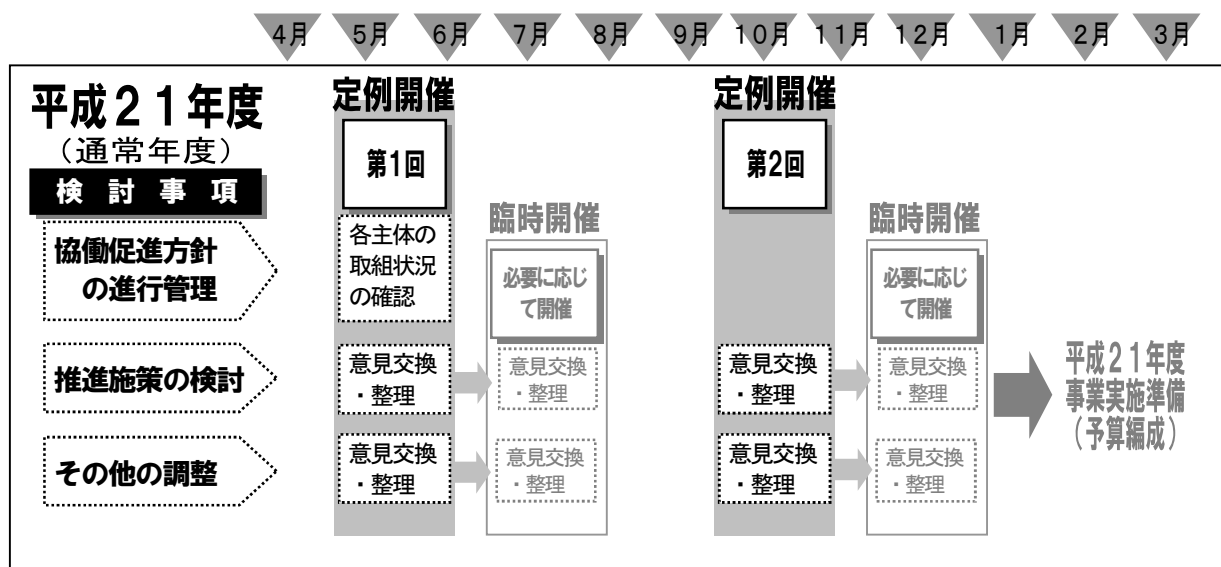
ただし、検討状況に応じて、追加会議を開催します。



② 平成21年度（平成22年度以降同じ）

協働促進方針に基づく施策の取組状況、推進施策に関する意見交換・方向付け、その他の調整を行うため、2回（5月と10月）の定例会議を予定します。

また、必要に応じて、臨時の会議を開催します。



田原市市民協働促進方針の骨子（案）

1. 方針の目的（案）

条例に規定された基本的ルールに基づき、市民参加と協働によるまちづくりを推進するため、田原市の現状を踏まえ、これから一定期間内に実現すべき取組の方針を定めます。

2. 方針の構成（案）

次の項目で構成します。

構 成 項 目	記 載 項 目
1 背景・現状	○背景（取組の必要性） ○現状（取組の経緯）
2 基本理念、期待される役割	○目的・基本理念 ○市民・市民活動団体・事業者・市の機関の役割
3 市民協働のまちづくりの指針	○市民参加・参画のあり方 ○行政活動における協働促進のあり方 ○市民参加・協働の状況公表のあり方
① 行政活動における市民参加・協働促進に関する指針	
② 市民公益活動における協働促進に関する指針	○市民公益活動における市民・市民活動団体・事業者の協働のあり方 ○市民公益活動における協働に対する市の機関の支援のあり方
③ 市民公益活動の支援に関する指針	○活動環境の整備のあり方 ○情報提供のあり方 ○人的・財政的支援のあり方
④ 地域コミュニティ振興に関する指針	○地域コミュニティ団体の活動の活性化のあり方 ○団体認定制度のあり方 ○市民・市民活動団体・事業者の参加のあり方 ○市の機関の支援等のあり方
⑤ 市民協働まちづくり基金の運用に関する指針	○基金管理のあり方 ○基金運用益等の活用のあり方
4 市民協働まちづくり会議の運営	○運営方法 ○協議事項
5 実現に向けての取組	○相互理解と信頼の構築に向けての取組 ○各役割の実現に向けての取組
6 取組状況の評価	○状況確認方法 ○評価方法（時期・内容）

3. 策定スケジュール（案）

- ① 第1回（5月下旬） …… 「目的」、「構成」、「スケジュール」、「論点」の確認
- ② 第2回（7月上旬） …… 「方針の叩き台」に対する意見交換
- ③ 第3回（8月中旬） …… 「方針案」に対する意見交換
- ④ 第4回（9月下旬～10月上旬） …… 「方針」の決定

※状況に応じて、第5回（10月下旬）を開催。

4. 確認事項・論点の（案）

方針の策定において、次の事項が論点として想定されます。

（1）方針の基本条件

- ① 主 体 …… 市民、市民活動団体、事業者及び市の機関

- ② 実行期間 …… 5年間（平成20年度～平成25年度）

※総合計画の基本計画期間（平成19年度～平成28年度）

（2）構成項目別の記載内容

① 背景・現状

ア. 背 景 …… 「国・県からの権限委譲に伴う自治運営の自己責任・自由度の拡大」、「市民の価値観やニーズの多様化」、「市町村合併の実現」、「総合計画策定」、「市民協働による成果向上への期待」、…、

イ. 現 状 …… 「市民活動の活発化」、「市の機関と市民等の協働体制の未整備」、「地域コミュニティとその他市民活動団体との連携不足」、…、

② 基本理念、期待される役割

ア. 基本理念 …… 市民・市民活動団体・事業者・市の機関は、それぞれの権利・義務・
【条例第1条・第3条に規定】 役割を認識し、相互の理解と信頼のもとに市民参加と協働によるまちづくりを推進し、よって、総合計画に掲げる将来目標等の実現を図る。

イ. 役 割 …… 「市民の役割」、「市民活動団体の役割」、「事業者の役割」、「市の機関
【条例第4条～第7条に規定】 の役割」

③ 市民協働のまちづくりの指針

- ア. 行政協働 … 行政活動における「方針・計画策定への参画」、「施策に対する意見募集・反映」、「事業等への参加」、「事業の提案・受託」、「事業の協働実施」、「委託・補助の明確化」、「参加・協働状況の公表」、…、
- イ. 市民活動協働… 市民公益活動における「連携実施」、「活動協力」、「相互援助」、「情報交換」、「活動場所・機会の提供」、「市による連携の場設置」、…、
- ウ. 公益活動支援… 「活動施設整備」、「施設利用の利便性向上」、「遊休施設の開放」、「共催等ルール確立」、「団体・活動の紹介」、「情報のネットワーク形成・データ整理」、「活動情報の収集支援」、「専門情報の提供」、「初期活動の支援」、「人材等養成講座開催」、「活動参加支援・人材派遣」、「活動資金助成」、「優良活動表彰制度」、…、
- エ. 地域コミ振興… 「地域まちづくり推進計画策定・実現」、「運営基準等検討」、「モデル・顕彰事業」、「認定基準」、「市民参加の拡大」、「団体・事業者との連携」、「活動サポート制度」、「市民活動団体との連携促進」、…、
- オ. 基金運用 … 「特例債基金管理」、「一般寄付金のPR・確保」、「運用益による市民活動補助」、…、

④ 市民協働まちづくり会議の運営

※省略（資料. 3に記載）

⑤ 実現に向けての取組

- ア. 理解信頼 … 協働の基本となる相互理解と信頼の構築に向けての取組（姿勢）
- イ. 役割実現 … それぞれの役割を実現するための取組（姿勢）

⑥ 取組状況の評価

- ア. 状況確認 … 毎年度の状況確認の内容対象（対象主体、対象項目）
- イ. 評価 … 評価の時期（3年後）、内容（対象主体、対象項目）

